

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

人権週間は、昭和23(1948)年12月10日に「世界人権宣言」が国連で採択されたことを記念して定められました。

人権は、誰もが幸せに生活するための権利で、日本国憲法ですべての国民に保障されています。町・県・法務局では、人権に関する行事を行います。

12月4日～10日は

人権週間



新宮町 人権フェスティバル2020

(人権を尊重する町民のつどい)

【日時】 12月5日(土)午前10時～

【場所】 そびあしんぐう大ホール

【内容】

○人権ポスター・標語作品の紹介

○人権映画「彼らが本気で編むときは、」上映

○パネル展示

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入場者数を制限しての開催または中止する場合があります。詳しくは、折込チラシをご覧ください。

■パネル展

「地域社会とハンセン病問題

～わたしたちが加害者とならないために～」

【期間】 11月27日(金)～12月10日(木)

【場所】 そびあしんぐう

【問い合わせ先】 役場総務課人権推進室

☎963-1730(直)



人権週間県内一斉 無料電話相談



家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など、悩みや困りごとがあったら、どんなことでも、一人で悩まずにお電話ください。

人権擁護委員と法務局職員が、無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

【相談日時】 12月6日(日)午前9時～午後5時

【電話番号】 ☎0120-307-405

(携帯電話、スマートフォンからも利用可能)

【問い合わせ先】 福岡法務局人権擁護部

☎739-4153



ふくおか人権 ホットライン



さまざまな人権問題について、弁護士が無料で法律相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。

【相談日時】 毎月第4金曜日の午後3時～6時

【相談電話番号】 ☎724-2644

【問い合わせ先】

県福祉労働部人権・同和対策局調整課

☎643-3325